

金融商品取引法法制 における預金・保険の取扱い

制度調査部
金本 悠希

投資性の強い預金・保険には金融商品取引法の規制を一部準用

【要約】

2006年6月7日、証券取引法の金融商品取引法への改正と同時に、銀行法・保険業法なども改正されている。

金融商品取引法は、縦割りの業規制を見直し、金融商品取引業として横断的に規制を行うことを目指している。しかし、銀行業・保険業などは含まれず、今後も基本的に各業法によって規制される。

ただし、投資性の強い預金・保険については、一定の範囲で金融商品取引法の規制が準用される。外貨預金・デリバティブ預金、変額保険・外貨建て保険などに準用される見込みである。

はじめに

2006年6月7日、「証券取引法等の一部を改正する法律」が国会で可決・成立した。6月14日に公布されている。

これは、将来的に（公布日から1年6ヶ月以内の政令指定日から）証券取引法などを金融商品取引法に全面改正する法律である。金融商品取引法は、現行の法制の下で縦割り規制となっている業規制を金融商品取引業として横断的に規制するものである。

しかし、横断的に規制するといっても、いわゆる金融業一般がまとめられるわけではない。具体的には、証券取引法、金融先物取引法、証券投資顧問業法等の業規制は含まれることとなるが、銀行業・保険業・信託業などは金融商品取引業に含まれていない（金融商品取引法2条2項5号ハ・8項参照）。

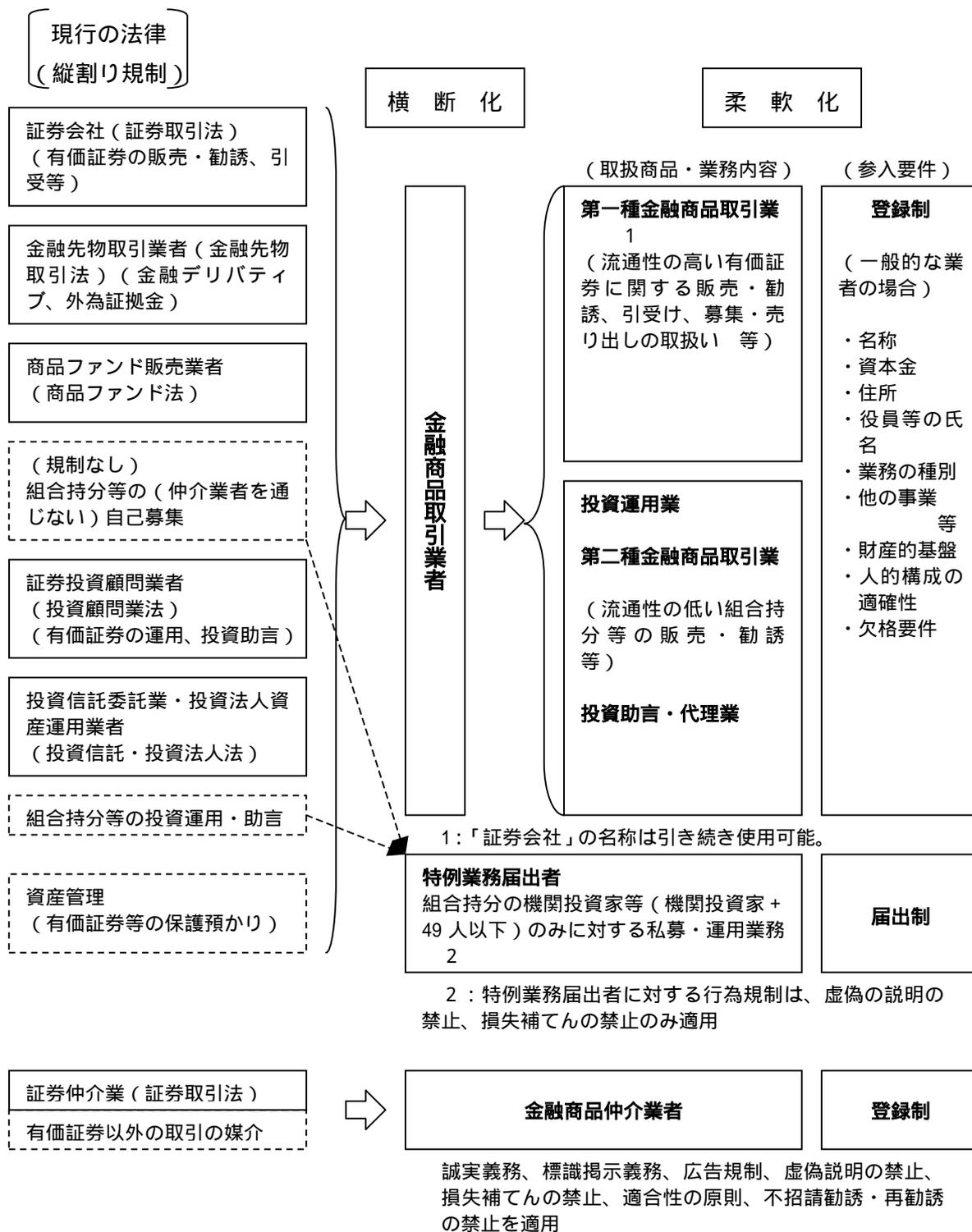
しかし、投資性の強い預金・保険・信託などに関しては、銀行法・保険業法・信託業法などの改正により、金融商品取引法と同様の利用者保護ルールが課されることとなる。本稿では、金融商品取引法法制下における預金・保険の取扱いについて説明する。

1. 金融商品取引法法制における預金・保険に関する規制

(1) 銀行業・保険業は金融商品取引業の対象外

金融商品取引法では、現在の縦割り行法を見直し、幅広い金融商品を横断的に規制する法制が目指されている（次ページ図参照）。

規制の横断化と柔軟化



(出所) 金融庁資料より一部抜粋

しかし、横断的規制を目指すといっても、図にもあるように、金融商品取引業に含まれるのは現在の証券業、金融先物取引業、証券投資顧問業などで、銀行業、保険業などは含まれていない¹ (金融商品取引法 2 条 2 項 5 号八・8 項参照)。

¹ 横山 淳「金融商品取引業とは？」(2006年8月18日付 DIR 制度調査部情報) 参照

金融商品取引法下の各種「金融商品取引業」の概要

| 業種 | 主な業務内容 |
|---------------------------------------|--|
| 第一種金融商品取引業 証券会社など | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 有価証券(みなし有価証券除く)の売買等 ▶ 店頭デリバティブ取引等 ▶ 引受業務 ▶ 私設取引システムの運営 ▶ 有価証券等管理業務 |
| 第二種金融商品取引業 金融先物取引業者 自己募集のファンドなど | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 集団投資スキーム持分等の自己募集 ▶ みなし有価証券の売買等 ▶ 市場デリバティブ取引等(有価証券関連以外) |
| 投資助言・代理業 投資顧問業(助言)など | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 投資顧問契約に基づく助言 ▶ 投資顧問契約・投資一任契約の締結の代理・媒介 |
| 投資運用業 投資信託委託業 投資顧問業(一任)など | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 投資一任契約等に基づく運用 ▶ 投資信託等の運用 ▶ 集団投資スキーム等の運用 |

(出所) 大和総研制度調査部作成²

しかし、投資性の強い預金・保険などは金融商品取引法と同様の利用者保護ルールが適用されるのが望ましい。そこで、投資性の強い預金・保険などに関しては、それぞれ「証券取引法の一部を改正する法律」の中の銀行法・保険業法などの改正により、金融商品取引法の利用者保護ルールが準用されるという形で適用されることとなる(銀行法 13 条の 4、52 条の 45 の 2。保険業法 300 条の 2 など)。

2. 投資性の強い預金に準用される金融商品取引法の利用者保護ルール

(1) 投資性の強い預金の範囲

「証券取引法等の一部を改正する法律」の中で、銀行法についても改正され、投資性の強い預金に金融商品取引法の利用者保護ルールが準用されることとなる(改正銀行法 13 条の 4)。

具体的には、以下のように規定された、銀行が行う特定預金等の受入れを内容とする特定預金等契約の締結に金融商品取引法の利用者保護ルールが準用される(改正銀行法 13 条の 4)。

特定預金等

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがある預金又は定期積金等として内閣府令で定めるもの

² (出所) 注 1 のレポートの 7 ページ

外貨預金、デリバティブ預金などが内閣府令で指定される見込みである³。

(2) 準用される金融商品取引法の利用者保護ルール

特定預金等には、以下の金融商品取引法の利用者保護ルールが準用される(改正銀行法 13 条の 4)。

準用される規制

広告等の規制 (金融商品取引法 37 条)

契約締結前・締結時の書面の交付義務 (金融商品取引法 37 条の 3、37 条の 4)

一定の場合における顧客からの書面による契約解除 (クーリングオフ) (金融商品取引法 37 条の 6)

一定の場合における不招請勧誘・再勧誘の禁止など (金融商品取引法 38 条 3 号~6 号)

損失補てんなどの禁止 (金融商品取引法 39 条 (ただし、3 項但書き、5 項は準用しない))

適合性の原則等 (金融商品取引法 40 条)

これ以外にも、特定投資家を相手とする場合には一定の規制を免除する⁴という規定も特定預金等契約に準用されている (改正銀行法 13 条の 4、金融商品取引法 45 条)。

特定投資家を相手とする場合、金融商品取引法の方ですでに一定の規制を免除されている。その結果、準用される金融商品取引法の規定は以下のものである (これ以外にも、内閣府令で定める行為の禁止などが定められている (金融商品取引法 38 条 6 号、40 条 2 号の準用))。

特定投資家を相手とする場合に準用される規制

損失補てんなどの禁止 (金融商品取引法 39 条 (ただし、3 項但書き、5 項は準用しない))

3. 投資性の強い保険に準用される金融商品取引法の利用者保護ルール

(1) 投資性の強い保険の範囲

「証券取引法等の一部を改正する法律」の中で、保険業法についても改正され、投資性の強い保険に金融商品取引法の利用者保護ルールが準用されることとなる (改正保険業法 300 条の 2)。

具体的には、以下のように規定された、保険会社などが行う特定保険契約の締結等に金融商品取引法の利用者保護ルールが準用される (改正保険業法 300 条の 2)。

³金融審議会金融分科会第一部会報告 (案) 「投資サービス法 (仮称) に向けて」37 ページ参照

⁴ 特定投資家には、機関投資家などの投資の「プロ」が含まれる。これらの投資の「プロ」は必ずしも利用者保護ルールによって保護する必要がないため、特定投資家を相手とする場合には一定の規制については免除されていると考えられる。

特定保険契約

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれ⁵がある保険契約として内閣府令で定めるもの

変額保険・年金や外貨建て保険などが内閣府令で指定される見込みである⁶。

(2) 準用される金融商品取引法の利用者保護ルール

特定保険契約には、以下の金融商品取引法の利用者保護ルールが準用される（改正保険業法 300 条の 2）。

準用される規制

広告等の規制（金融商品取引法 37 条）

契約締結前・締結時の書面の交付義務（金融商品取引法 37 条の 3、37 条の 4）

一定の場合における不招請勧誘・再勧誘の禁止など（金融商品取引法 38 条 3 号～6 号）

損失補てんなどの禁止（金融商品取引法 39 条（ただし、3 項但書き、5 項は準用しない））

適合性の原則等（金融商品取引法 40 条）

これ以外にも、特定投資家を相手とする場合には一定の規制を免除するという規定も特定保険契約に準用されている（改正保険業法 300 条の 2、金融商品取引法 45 条（ただし、3 号・4 号は準用しない））。

特定投資家を相手とする場合、金融商品取引法の方ですでに一定の規制を免除されている。その結果、準用される金融商品取引法の規定は以下のものである（これ以外にも、内閣府令で定める行為の禁止などが定められている（金融商品取引法 38 条 6 号、40 条 2 号の準用））。

特定投資家を相手とする場合に準用される規制

損失補てんなどの禁止（金融商品取引法 39 条（ただし、3 項但書き、5 項は準用しない））

4 . 施行日

2 . 及び 3 . が規定された改正銀行法・改正保険業法が施行されるのは、金融商品取引法の施行と同時に、公布日（平成 18 年 6 月 14 日）から 1 年 6 ヶ月以内の政令で定める日からである（証券取引法等の一部を改正する法律附則 1 条）。

⁵「当該保険契約が締結されることにより顧客の支払うこととなる保険料の合計額が、当該保険契約が締結されることにより当該顧客の取得することとなる保険金、返戻金その他の給付金の合計額を上回ることとなるおそれ」と規定されている（改正保険業法 300 条の 2）。

⁶金融審議会金融分科会第一部会報告（案）「投資サービス法（仮称）に向けて - 」37 ページ参照